

○ 政策目標5-1：内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等

1. 「政策の目標」に関する基本的考え方

関税率の設定・関税制度の改善等に際しては、関税の機能の一つとしての国内産業保護機能に留意しつつ、国際的な経済・貿易の発展への貢献、国内産業の実情、需要者・消費者への影響等を総合的に勘案し、他の政策手段とあわせて、国民経済の健全な発展、更には世界経済の健全な発展につながるものとする必要があります。

2. 内閣の基本的な方針との関連

平成25年度税制改正の大綱（平成25年1月29日閣議決定）

3. 重点的に進める業績目標・施策

該当なし

4. 平成24年度の事務運営の報告

**業績目標 5-1-1**：適切な関税改正の実施

[平成24年度実施計画]

関税率の設定・関税制度の改善に当たっては、最近における内外の経済情勢、貿易動向、国民のニーズ等を踏まえ、公平・簡素・透明という観点に留意しつつ法令改正（関税改正）を行っており、平成24年度においても、この基本的な考え方に基づいて関税改正の検討を行ってまいります。

各年度における関税率の設定・関税制度の見直しに当たっては、生産者・消費者・利用者等の現状や諸外国の関税制度等も踏まえて検討を行ってまいります。また、関係省庁から提出される関税改正要望について、その政策目標・効果等を踏まえて検討を行うなど、関税改正における政策評価の活用を図っています。

さらに、平成23年度においては、学識経験者、消費者の代表者からなる関税・外国為替等審議会関税分科会企画部会において取りまとめられた「平成24年度関税改正に関する論点整理」を踏まえて関税改正案を策定し、これを税制調査会に諮った上で、関税改正の主要事項を平成24年度税制改正大綱に盛り込んでまいります。平成24年度においても、これらの取組を着実に実施します。

[事務運営の報告]

(1) 関係府省からの関税改正要望において、政策の目的、要望措置の必要性・適正性・効果、政策評価の結果等に関して記載を求めました。平成25年度関税改正要望として、経済産業省、農林水産省及び財務省より暫定関税率等の適用期限の延長等、国土交通省より指定保税地域の指定範囲の拡充等が提出され、当該要望の精査に当たっては、関係府省の政策評価結果を活用しました。また、関係府省からその所管する産業の情勢や個別要望の国民経済全体への影響を聴取しました。

(2) 平成24年6月から、関税評価に関する法令等（関税定率法及び関税定率法施行令等）のあり方について検討を行うため、「関税評価のあり方に関するワーキンググループ」が設置され、専門的で深度のある議論が行われました。同ワーキンググループは、学識経験者や通関実務者をその委員として、計3回にわたり議論を重ね、①輸入貨物に係る取引形態の複雑化を踏まえた関税定率法上の課税要件の明確化、及び、②十分かつ正確

---

な資料が提供されない場合における関税評価の明確化、を提言する報告書を取りまとめました。

(注) 関税評価とは、関税の課税標準となる価格（課税価格）を法令の規定に基づいて決定することを言います。

(3) 上記項目を含めた関税改正に係る検討結果は、関税・外国為替等審議会に報告され、改正の方向性についての審議が行われ、「平成25年度関税改正に関する論点整理」がまとめられました。

(4) 本論点整理を踏まえて策定した関税改正案の主要事項を「平成25年度税制改正の大綱」に盛り込みました。

(5) これらを踏まえて作成した関税定率法等の一部を改正する法律案を、平成25年3月1日に通常国会に提出しました。同法律案は、同年3月29日に成立、同月30日に公布され、一部の規定を除き同年4月1日から施行されています。

主な平成25年度関税改正の背景及び概要は以下の通りです。

## イ 適切な関税率の設定

### i. 内外の経済情勢の変化等への対応

国内産業の保護の必要性や国内需要者のニーズ、消費者への影響等を勘案しつつ、社会・経済情勢の変化を踏まえ、個別品目の関税率の設定等を行っています。

#### 【改正概要】

#### (i) 暫定関税率等の適用期限の延長等

① 暫定税率(433品目)、特別緊急関税制度及び牛肉等に係る関税の緊急措置(牛肉についての発動基準数量の算定基礎の特例を含む。)の適用期限を1年延長しました。

#### (ii) 特惠関税制度に係る改正

- ① 製品の競争力に基づく国別・品目別特惠適用除外措置により、中国を原産とする化粧品噴霧器等25品目を特惠適用の対象から除外しました。
- ② 世界銀行統計の高所得国に3年連続して該当したクロアチアを特惠受益国等から除外しました。

## ロ 関税制度の改善

### i. 適正な課税のための規定の整備

#### (i) 関税評価に係る規定の整備

現行の関税評価に係る関税関係法令の規定は、G A T T協定の発効に当たり、1980年(昭和55年)に整備されましたが、その後、輸入貨物に係る取引が複雑化・多様化する等の状況変化の下、適正な課税価格により申告がなされない事例や訴訟に発展する事例が出ており、適正な関税評価が難しくなっていました。

**【改正概要】**

適正な課税価格により申告がなされるよう、①輸入取引をするために支払われる特許権等の使用の対価を、課税価格に算入すること、②本邦にある者が、提供した原材料を外国にある者に加工させてできた貨物を輸入する場合に、加工賃に提供した原材料の価格等を加えた価格を当該貨物の課税価格とすること、③輸入者が、課税価格を計算する際、合理的な根拠を示す資料に基づき、また、会計原則に従って計算しなければならないこと等、関税評価に係る法律上の規定を明確化しました。

**(ii) 納税環境の整備**

- ① 延滞税とは、納付遅延の際に課される遅延利息に相当するものであり、納税者の負担の公平の確保、未納の関税の早期納付を促す等の観点から設けられたもので、還付加算金とは、納税者の未納額について延滞税が課されることとのバランスに鑑み、還付金に対して一種の利子を付す観点から設けられたものです。延滞税については、「平成24年度税制改正大綱」（平成23年12月10日閣議決定）において、延滞税のあり方について「検討する」旨が記載され、また、「税制抜本改革法案の国会提出に伴う今後の対応について」（平成24年3月30日閣議決定）において、「延滞税の利率を含めた負担の見直しについては、税の確実な収納を勘案しつつ、低金利下における利率のあり方、事業者の負担等を考慮し、平成25年度税制改正時に成案を得る。」旨が盛り込まれていました。

**【改正概要】**

納付を促す効果に配慮しつつ、現下の低金利の状況等に鑑み、延滞税等の利率を見直し、当分の間の措置として、各年の特例基準割合が年7.3%に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合の延滞税は当該特例基準割合に年7.3%を加算した割合、年7.3%の割合の延滞税は当該特例基準割合に年1%を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%を超える場合には、年7.3%の割合）、還付加算金は当該特例基準割合としました。

（注）「特例基準割合」とは、各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいいます。

- ② 更正の請求とは、納税者が納税申告にかかる税額が過大であることを知った場合に、課税庁に対し、その税額を減額すべきことを請求することを言います。更正の請求の期限が災害により延長される等の場合、その請求に対し税関が更正をすることのできない期間が生じる場合があります。

**【改正概要】**

更正の請求期間につき、災害により期限延長される場合等において、当該期間の満了日が通常の更正の除斥期間経過後に到来するときは、当該期間の満了日から6月間更正の請求に係る更正等を行うことができることとするほか、所

---

要の措置を講じました。

ii. 貿易の円滑化

(i) 指定保税地域の指定範囲の拡充

指定保税地域とは、税関手続きを簡易、迅速に処理するため、外国貨物を積卸し、運搬し、又は一時置くことができる場所として財務大臣が指定した施設等を言います。平成23年、港湾法の一部が改正され、港湾運営会社制度が創設されました。港湾運営会社は、国または地方公共団体等から埠頭の貸付を受け、自らの施設と一体的に運用するものであり、これにより、港湾運営の民営化、施設整備の推進、港湾の国際競争力の強化を図るものです。港湾運営会社に貸し付けられた埠頭は指定保税地域の対象となっていました。港湾運営会社が自ら所有する施設は指定保税地域の対象となっていませんでした。

【改正概要】

港湾運営会社が自ら所有する施設を指定保税地域の対象としました。

**業績目標 5-1-2**：特殊関税制度の適正な運用

[平成24年度実施計画]

特殊関税制度については、不公正な貿易取引、輸入急増による国内産業への損害への対応などの役割を通じて、自由貿易体制の秩序維持・強化に資することが期待されていますが、反面、制度の濫用や恣意的な運用を避けなければならないことから、特殊関税の調査や賦課決定等の制度の運用に当たっては、WTO協定及び国内関係法令に則り、透明かつ公平・適正な運用に努めていきます。

なお、特殊関税制度の運用に当たっては、関税・外国為替等審議会に諮ることとしており、平成24年度においても、これらの取組を着実に実施します。

[事務運営の報告]

特殊関税制度は、特別な事情がある場合に通常の関税のほかに割増関税を賦課する制度で、WTO協定上の利益を守り、その目的を達成するための「報復関税」、不当廉売された輸入貨物に対する「不当廉売関税」、外国政府による補助金付きの輸入貨物に対する「相殺関税」、予期しなかった輸入の増加に対処するための「緊急関税」があります。

平成24年度における特殊関税の課税の状況等は以下のとおりとなっています。

イ 米国バード修正条項に対する報復関税

バード修正条項（1930年関税法を修正する条項）は、不当廉売関税及び相殺関税により米国政府が得た税収を不当廉売又は補助金による被害を申し立てた国内企業等に対して分配する法律で、不当廉売関税等の賦課及び税収の分配により二重の利益を与え、また、不当廉売関税等の賦課の提訴を助長する性質を持つとして、平成15年1月にWTO協定違反が確定しています。我が国は平成16年11月、本条項に対して対抗措置をとることについてWTOの承認を受け、平成17年9月1日、米国から輸入される玉軸受（ボールベアリング）等15品目につき、分配額に基づき税率15%の報復関税（適用期間1年）を発動しました。その後も依然としてWTO協定違反の状態が継続していることから平成18年から24年の間毎年、対抗措置を1年間延長しました。また、平成20年の延長以降

は、分配額の減少に応じて、対象品目を2品目（玉軸受及び円すいころ軸受）に絞り込むと共に、税率を順次10.6%、9.6%、4.1%及び1.7%に変更しました。さらに、平成24年9月1日には、分配額の減少に応じて、対象品目を1品目（円すいころ軸受）に絞り込むと共に税率を4.0%に変更した上で7度目の延長を行いました。

（注）本件については、EU及びカナダが平成17年5月から、メキシコが同年8月からそれぞれ対抗措置を発動し、このうちEUは平成24年においても対抗措置を延長しました。

#### ロ インドネシア産カットシート紙に対する不当廉売関税調査

平成24年5月10日に本邦産業から財務大臣に対し、インドネシア産カットシート紙（コピー用紙や上質紙など）に対する不当廉売関税の課税申請書が提出されました。当該申請について、関係法令に照らして検討を行った結果、調査を行うに足る十分な証拠を備えたものであると認められたため、同年6月29日、不当廉売関税の課税に関する調査を開始しました。

#### ハ 南アフリカ、中国、スペイン及びオーストラリア産の電解二酸化マンガンに対する不当廉売関税

南アフリカ、中国、スペイン及びオーストラリア産の電解二酸化マンガンについては、平成20年9月1日から平成25年8月31日までを課税期間として、不当廉売関税が課されているところですが、平成24年8月30日に本邦産業から財務大臣に対し、当該不当廉売関税の課税期間延長に係る申請書（生産者が廃業したオーストラリアを除く）が提出されました。当該申請について、関係法令に照らして検討を行った結果、調査を行うに足る十分な証拠を備えたものであると認められたため、同年10月30日、不当廉売関税の課税期間の延長に関する調査を開始しました。

#### ニ 韓国及び台湾産ポリエステル短繊維に対する不当廉売関税

韓国及び台湾産ポリエステル短繊維については、平成14年7月26日から平成24年6月28日までを課税期間として、不当廉売関税が課されていましたが（当初、平成19年6月30日までを課税期間としていましたが、平成18年6月30日に本邦産業から、不当廉売関税の課税期間延長に係る申請書が提出されたことを受け、調査を行った結果、課税期間を5年間延長しました）。当該課税期間満了日の1年前までに本邦産業から課税期間の再延長の申請が行われず、課税期間が満了しました。

#### 【事務運営プロセスの改善に係る取組】

- （1）平成25年度関税改正に当たって、関係省庁の要望に係る検討をより効果的・効率的に行うため、一覧的・統一的に関税措置の必要性等に係る客観的情報、政策分析等の提示を求め、それらを十分に活用して、効率的な事務運営に努めました。
- （2）特殊関税制度の運用に当たって、関係省庁間で綿密な連携をとりながら、透明かつ公平・適正な運用に努めました。

**政策目標に係る予算額**：平成24年度予算額：353百万円[23年度予算額：469百万円]

当該予算は、関税制度等の企画及び立案や、その基礎データとなる貿易統計等を作成するための貿易統計業務機能の開発・運用等に係る経費です。平成24年度の主な減要因は、通関情報総合判定システムの貿易統計業務機能プログラム変更に要する経費の減によるものです。

## 5. 平成23年度政策評価結果の政策への反映状況

「4. 平成24年度の事務運営の報告」の記載のとおりです。

## 6. 目標を巡る外部要因等の動向

開発途上国の経済発展を支援する観点から、途上国からの輸入品に対して通常より低い税率を適用（特惠関税制度）しています。

平成24年度時点の特惠受益国等は144か国・地域となっています。

なお、平成23年度以降のの特惠適用輸入額が減少しているのは、平成23年度関税改正において、製品の競争力に基づく国別・品目別特惠適用除外措置を見直したことによるものです。

○参考指標 5-1-1：特惠関税を適用した輸入額 (単位：億円)

	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
輸 入 額	20,775	15,519	17,632	10,150	9,214

(出所) 関税局関税課調

(注) 確定値による(平成24年度の1、2月分は確報値、3月分は速報値)。

## 7. 今後の政策等に反映すべき事項

### (1) 企画立案に向けた提言

① 関税改正に当たっては、内外の経済情勢の変化等を踏まえつつ、関係府省より提出された改正要望について、措置の必要性や実現される具体的な効果、更にはその所管する産業の情勢や個別要望の国民経済全体への影響を聴取し、関係府省とも協議を十分に行った上で、関税・外国為替等審議会の調査・審議の結果を踏まえながら、関税改正案を策定して税制改正の大綱に盛り込み、これを踏まえた関税改正法案を策定する必要があると考えます。

また、今後とも、政策評価の関税改正への活用を図る観点から、官民の検討の場における議論等を踏まえるなど、国民のニーズの的確な把握に努めるとともに、内外の市況や国内の生産者の状況など客観的なデータの収集・検討を行った上で、毎年度の関税改正作業を行っていくことが必要であると考えます。

② 特殊関税の調査や賦課決定等の制度の運用に当たっては、関係省庁と緊密に連携しつつ、関税・外国為替等審議会の調査・審議の結果を踏まえながら、WTO協定及び国内関係法令等に則り、透明かつ公平・適正に運用する必要があると考えます。

(2) 平成26年度予算要求等への反映

最近における内外の経済情勢等を踏まえ、公平・簡素・透明という観点に留意しつつ、関税改正において適切な関税率の設定及び特殊関税、特恵関税等の関税制度の改善とその適正な運営を行うため、関税制度等の企画及び立案等に必要な経費の確保に努めます。

---